

小金井市立保育園の在り方検討委員会 意見・提案シート  
(令和6年8月22日開催分)

■○今日のメインは「小金井市立保育園の役割について」という説明だったと思うが、中々焦点が定まらないことがもどかしい。資料19の委員長のまとめは非常にわかりやすく、ここからこれ以上議論する必要はないのでは？と思われたが、関連資料2～13の説明が第3回になって発言されるのは如何なものか。8:15になって、やっと議論が戻ったのでやれやれと思いました。関連資料2（それ以前の児童福祉審議会で5つの福祉園について述べられていますが）以降の流れや保育指針などは、十分に理解して論議を進めてもらいたいものです。→その後、また元に戻ったのが残念です。

○運協の重要性が語られました。確かに良いシステムだと思いますが、市内の多数を占める私立保育園の保護者の意向は、市が直接聞くこともできないという問題があります。小規模事業所については、直接契約なので、更に市の関与は難しくなります。その意味でも、市立保育園とその保護者は、直接市の保育行政に声を届けられるという意味で、スタンダードを築いていけるという役割もあると思います。

○「保育の質」については、第一回に委員長レクチャーがあったのだから、その辺に無い時間を割くのは如何なものか。

○小金井の市立保育園で園庭保有率が低いのは、市が（とにかく待機児を減らす為に）申請があったものは認めてきたからではないでしょうか。他の自治体のように園庭の確保や圏域の指定（どの地域に何園作るか、というような）をしなかった為に、地域的アンバランスも起こり、園庭保有率も低くなったのだと思います。

■○一番大事な役割についての議論が少なく残念でした。もう少し話してほしかったです。過去の議論の上になり立つべきという副委員長のお話は、その通りだと思います。

○園庭は小金井の公立保育に特性として必要です。

■○平成27年から開催された「保育検討協議会」で議論された内容と今回のあり方検討委員会で議論される「役割」の内容がほぼ同様であるとの意見が渡邊副委員長からありましたが、当時と現在で大きく異なる点は、あり検が開催される原因となった令和4年9月の「小金井市～条例」を専決処分により一部が改正され、段階的縮小が進行中となっている点。また、その処分に対する地裁判決が出て、同条例が「法的に不安定な状況にある」という点である。当委員会が同条例について議論する場でないことは理解しているが、10年前の協議会の時点と現在の市立保育園の置かれている状況が全く異なる点を協議の俎上に上げて頂きたいと思います。10年間で何が、何故、どのように「行われた」か「行われなかったのか」の検証をし、議論をアップデートして頂きたいです。

■○マイクの調節をきちんとしてほしい。声の小さい方もいるし、聞きづらいです。  
○本日は役割の話をすると思認識していますが、だいぶ長い時間方向がズレていた

印象があります。限られた時間の中での議論なので、方向性を修正する役割の方が  
必要かと思えます。

■○委員の一人から意見があったように、委員会として結論の形をどう出すのか、非  
常に気になりました。

■○マイクが使用されていたのでだいぶ聞きとりやすくなりましたが、雑音が入らな  
いよう、工夫をお願いします。

○プロジェクターを使うのであれば、一を傍聴席の近くにする、当該部をアップに  
する、などしないと映されていてもほとんど見えない状態です。

○傍聴用資料をもっと多く用意したほうが良いと思えます。

○資料23の目的に「子どもの権利に関する条例」の規定に基づき、とありますが、  
これまでそのような形で規定として使われたことはあるのでしょうか？具体的  
にはなにも書かれていないと思えますが。

○公立保育園の保護者が録音だめというのはあまりにも過酷ではないでしょ  
うか？必死になって書きとめていましたが録音機材を渡すなどして対応できない  
のでしょうか？

○また、終了後、事務局も入っての飲み会があると聞きましたが、委員同士の自発  
的なこんしん会であれば問題ないと思えますが、事務局が入るのはどうなでしょ  
うか？

■○今回の会では冒頭に委員長より Goal の設定がされていたので、第一回、第二回  
と違い議論がされるものと期待いたしましたが、ミクロな視点、マクロな視点で話  
される方、ある意味話が噛み合わない場面が多かったと感じます。やはり委員長と  
は別にファシリテータを用意するべきではないのでしょうか？

■○就学前児童インタビューの実施について参考資料として「子ども会議」という映  
画を見てみるのもありかと思えます。子どもの意見表明の具体例として良いか  
と・・・

■○本日の会議の主題は公立保育園の役割の議論のはずだが、課題や在り方等の話が  
メインになっている。ある程度関連してくる中でそれらに触れるのはやむを得ない  
ところもあるが、公立保育園の役割をしっかりと定義するために、もう少し整理をし  
て議論を行ってほしい。

○委員から指摘があった通り、過去に同様に議論や整理はかなり行われており、特  
に平成27年の保育検討協議会の資料等を参考に取り上げる必要があるのはその  
通りだと思う。ただ、当時策定にかかわったものとして、指摘をさせていただくと、  
本日の議論で取り上げるべき部分はあり方（民営化）に関する5つの意見（\*）で  
はなく、公立保育園の役割の部分を取り上げて、検討を行っていただきたい。具体  
的には、市が職員組合や運協で案として示した役割の内容に加えて、検討協議会意  
見書では、公民の保育園で担っている保育に違いはないとしつつも、公立保育園の  
（特性を踏まえ）役割として、中核的な機能、家庭支援センター的な役割、セーフ  
ティネットの構築や、保育のスタンダードや基幹的な役割を指摘し、保育の質を高

めていくことを記載している。また、そのために公民連携の必要性や合同研修の拡充などの具体的な提案も行っている。さらには、上記役割や提案を示す前提として、公立保育園や民間保育園の実際の状況に関して、十分とは言えないものの、公民それぞれの保育内容に関して実態を整理することに努めている。特に民間園に関しては市も十分に把握しておらず、その点の改善も求めている。意見書の策定から約10年が経ち、待機児童の状況や、一部民間園の不祥事や保育が突然できなくなる問題が起きるなどの変化はあるが、公民の役割に関する本質的な部分は当時から変わってはいない。是非、参考にしていただき、足りない部分（特に公立保育園の保育の質に関する内容や民間保育園の保育の実態部分）や足元の状況を踏まえた補足・改訂を行い、何より10年前の意見書に記載された市全体の保育の質を高めるため提案（合同研修の拡充など公民連携の強化や民間園の実態把握等）が実施されてこなかったのかを十分に検討いただき、本委員会の答申を策定いただきたい。尚、検討協議会の意見書はどうしても公立保育園の在り方（民営化）に関して5つの意見が出ている部分が注目されがちであるが、この意見は協議会で十分な検討時間がなかったことから、個別の委員の5つの意見をそのまま記載しただけであり、協議会として十分な審議をした結果として両論を併記したものではないことは付言させていただく。（いずれにせよ民営化に関するものではあるが、公立の役割や財政面の課題、過去の審議会の解釈等はそれぞれの委員の意見としてあくまで参考にしていただきたい）

○公民の役割の議論を行うときに「特性」という理論・一般論の話も大事であるが、足元の小金井市における現実・実際の話も重要である。既に委員会の中で指摘がされている通り、小金井市の公立保育園には経験豊かな保育士や広い園庭が実際にあるという現実がある。もちろん、一部の保育園で特定の子どもだけが優遇されるということではなく、市全体の保育の質を高めるうえで、また子どもたちや行政経営の観点（実際に小金井市の子育てに対するイメージアップに大きく寄与しており、これらこれまで培った人材や土地・設備等をどう活用していくのか）も踏まえて、公立保育園の役割や今後どうあるべきかの検討を行っていただきたい。特に公立保育園の特徴の一つとして、どれだけ子どもに寄り添った保育を徹底して行っているのかを理解してほしい。子どもに寄り添った保育、というのは言うは当たり前のことであるが、公立・民間だからというわけではなく、中々実態としてそうならないのが現実でそこに大きな差が生じている。その点も含めて今の小金井市における公立保育園の評価・在り方の検討を行っていただきたい。

○審議会と審議会の間で検討されている内容が突然次の審議会で提示されるが、第三者には検討過程や理由が全くわからない取り進めになっている。審議会と審議会の間で一定のやり取りがあることは止むを得ない面もあるが、せめて事務局が求める資料は事前に委員会で確認し、どの委員がどのような資料提出や補足説明等のやりとりについてはすべて公開するのが、本委員会のような第三者が注目し、また策定過程の透明性が求められる審議会には必要な手続きであると考えられる。また、各委

員からの提出資料を整理する場合に事務局の考えや委員間で対立する意見が出ているケース等も見受けられるが、そのような場合には委員会で検討をしたうえでたたき台を示すようにしていただきたい。一部事務局で判断が難しいものについては、審議会で検討を行っている内容もあるが、多くの現状は提案委員が意見を審議会で示すこともなく、提案理由や背景が十分に第三者にもわからずにたたき台が策定されてしまっている。そのたたき台すら十分に議論が行われていない状況となっており、結果的に審議会の外で事務局側で調整を行うような取り進め方については、改善が必要と考える。同様に、毎回審議会の後に懇親会を行っているという話を聞くが、委員が有志で行うのは自由ではあるが、事務局が入った懇親会を継続的に行うことは審議会とは異なった非公式の会合を行っているように第三者からは捉えられかねないものである。実際には審議会の内容が懇親会で議論をされているかどうかはわからないが、そのような不透明なことが第三者から見ても疑念を持たれないような対応に努めていただきたい。